

**滅菌業務・物流業務・ME機器管理業務等委託仕様書**

この仕様書は、委託内容の概要を示すもので、軽微な部分または本書に記載のない事項であっても、神奈川県立がんセンター所長（以下、「甲」という。）が当該委託業務（以下、「業務」という。）を遂行するうえで必要とする場合には、受託業者（以下、「乙」という。）は、甲と協議のうえ、その指示に従って作業等を実施するものとする。

1 履行場所 横浜市旭区中尾1-1-2 神奈川県立がんセンター

2 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

3 受託にあたっての基本条件

**(1) 業務責任者**

業務の円滑な運営及び業務に係る従業員（以下、「従業員」という。）の労務管理、教育研修、健康管理等を総轄するために、滅菌、物流及びME機器管理等業務に精通した実務経験を有する者を業務責任者として院内に常時配置すること。

業務責任者は、業務に係る必要な事項について、随時甲と協議するとともに、甲から指示のあった事項について適切に対処すること。

**(2) 従業員**

業務を円滑に行うために必要な技術、知識（機器の操作、機器の一時的な保守点検及び故障時の対応方法、滅菌消毒の意義と効果、主な感染症の予防策等）を有する適正な人員を従業員として病院内に配置し、次項に記載の業務内容を円滑に実施すること。なお、滅菌業務にあつては、「普通第一種圧力容器取扱作業主任者」及び「特定化学物質等作業主任者」の有資格者を1名以上配置するものとする。

また、ME機器管理等業務は、実務経験を有する者を3名以上配置するものとし、甲の要請に応じ、随時臨床工学技士を派遣できる体制をとること。

**(3) エチレンオキシドの暴露防止措置**

院外滅菌に係る業務を行う工場は、平成13年5月1日厚生労働省施行の「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第78号）」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第122号）」等エチレンオキシドの暴露防止措置に関連する諸規定の内容に全て適合していること。

**(4) 配達体制**

院外滅菌に係る器材の配達体制は、緊急時対応を確保するため、連絡を受けてから直ちに依頼部署への到達が可能となるよう搬送自動車の整備すること。

**(5) バックアップ体制**

院外滅菌の安全確保と災害対策及び院内の中央材料室が稼働不能となった場合にバックアップ体制がとれる滅菌センターを確保すること。

(6) 標準作業書

次項記載の業務内容の具体的実施方法に関する標準作業書（マニュアル）を常備し、従業員に周知徹底すること。

(7) 情報管理

業務の対象となるME機器・滅菌器材・物品等のマスター登録、履歴管理、分析提案等の情報管理を行うこと。そのために必要な機器等については乙の経費負担により病院内に整備するとともに、これら機器等に係る一切の責任についても乙が負うこと。

(8) 倫理的配慮に基づいた約束事項について

ア 手術患者が手術室内に滞在している間、受託業者は部屋には入らない。患者在室中はその部屋の担当看護師に声をかけ、依頼する。

イ 片付け開始は患者退室後に行なう。

手術終了後ガーゼ数・器械数のカウントが合っていることを確認し、片付けを開始する。

ウ 進行状況、必要な器械の確認などがあるときは、中央にいるリーダー若しくはサブリーダー、フリー看護師に声をかける。中央側・サプライ洗浄側廊下の手術室扉の隙間から覗かない。

エ 片付け・準備の際、不必要な話声・笑い声等には注意する。サプライ洗浄廊下側も同様に注意する。

4 業務内容

業務内容については、以下のとおりとする。各号の詳細については別紙1から5の業務明細書において示すとおりである。

- (1) 滅菌業務
- (2) 物流管理業務
- (3) ME 機器管理等業務
- (4) 手術室補助業務
- (5) 手術室等環境整備業務

5 業務日等

(1) 業務日 月曜日から金曜日まで

(2) 休日等 土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に基づく休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）3日連続休業で業務日以外に出勤を要請する場合及び業

務時間を延長する場合は、別途甲乙間で協議する。

6 安全確保、事故防止及び設備・備品等の破損紛失等の対応

乙は、業務の実施にあたり安全確保に十分留意し、事故防止に努めるとともに乙の責に帰すべき事由により発生した事故に係る一切の責任を負うものとする。また、事故及び設備・備品等を破損等の事態が生じた（または発見した）場合には、ただちに甲に連絡するとともに、早急に適切な措置を講じるものとする。

7 消防訓練等への参加

乙は、甲が実施する消防訓練、その他病院の管理運営上必要な事業について甲と協議のうえ、これに参加するものとする。

8 従業員に係る対応

- (1) 乙は、業務を実施する従業員の名簿及び経歴書を甲に提出すること。従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり従業員に欠員が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行に必要な体制を整備すること。
- (3) 乙は、従業員に対し業務上必要な教育・研修を行い、業務の運営管理に支障をきたさないようにすること。
- (4) 乙は、従業員に対し、業務実施に適した服装及び名札を着用させるものとする。
- (5) 乙は、業務実施にあたり、甲が不相当と認める従業員については、甲乙協議のうえ改善を図るよう措置を講じるものとする。

9 守秘義務

乙及び乙の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除または契約期間満了後においても同様とする。

10 報告等

乙は、当月の業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、甲の確認を受けるものとする。

また、業務責任者は、定期的に甲の職員と業務内容等の見直しについて会議を行ない、問題点の提起及びその解決を図り業務水準の向上に努めること。

11 一般的注意事項

- (1) 業務実施にあたっては、盗難、火災の発生に注意し、業務終了の際には火気の始末を確認し、不用灯を消灯するとともに、施錠のうえ退室するものとする。

- (2) 業務の実施にあたっては、診療業務の妨げとならないよう、また、来院者の迷惑にならないよう注意するものとする。

## 12 その他

- (1) 院内において使用する電気・ガス・水道については、効率良く使用するものとする。
- (2) 使用箇所の清掃、器材等の整理整頓を行うこと。
- (3) 業務責任者は看護科長と業務について毎月調整を行う。また、看護師に指摘ないし注意された事項及び業務改善に伴う作業内容の変更についても早急に対応策を講じ、その状況を報告すること。報告は隔月に実施する「サプライ業務等検討会議」においても行うものとする。
- (4) 従業員の健康管理に努め、年1回以上健康診断を行うこと。その結果作業員の健康に問題があることが判明した場合ただちに必要な措置を講じるとともに、その内容について甲に報告すること。
- (5) 従業員は、清潔維持管理業務遂行者として、甲の職員と協力して院内感染の防止に努め、MRSA保菌検査を年2回及びB型肝炎予防検診を年4回、がんセンター職員の一斉検査に合わせて乙の経費負担で行なうこと。
- (6) 従業員の休憩場所は準備室とし、ロッカー類は甲が準備するものを使用すること。
- (7) 本業務の委託にあたっては、医療法施行規則第9条の9の要件を満たすこと。
- (8) 受託者は、他者へ業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、標準作業書（マニュアル）等により、予め1ヶ月程度の余裕をもって行い、支障のないよう円滑に行うよう努めなければならない。また、業務に支障が生じるおそれがある場合には、契約期間終了後も柔軟に対応しなければならない。

別紙 1

## 1 滅菌業務明細書

### 院内滅菌

(1) 機器の操作運転

院内滅菌業務は、中央材料室で行い、使用する機器等は別添1「中央材料室使用機器等一覧」のとおりとする。機器は、普通第一種圧力容器取扱作業主任者及び特定化学物質等作業主任者の有資格者が、用途に応じて操作運転し、常時円滑に使用できるよう洗浄剤、消耗品管理及び日常点検を行い、異常を発見した場合は、速やかに甲の職員に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

(2) 業務運営及び作業形態

中央材料室においては、業務の効率化を図るため次の作業系統により運営することとしているので、業務実施にあたっては、この運営形態の機能を十分に発揮できるよう、従業員に作業手順をあらかじめ習熟させること。洗浄・滅菌工程で異常を発見した場合は、速やかに甲の職員に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

ア 洗浄滅菌作業

各種器材を洗浄自動滅菌し、クリーンサプライに保管するまでの一連の業務

イ 器材供給作業

滅菌済みの各種手術器材をクリーンサプライから抽出し、各手術室及び既滅菌器材庫に供給するまでの一連の業務

(3) 作業内容

ア 対象器材

鉗子立（病棟・外来分含む）、ガーゼカスト、中材セット、単品器械、容器、依頼滅菌物、手術器械基本セット、単包器械、業者借用器械等手術室で使用する全ての器材及び病棟等の臨時依頼器材。但し安全を確保できないものの滅菌は不可。

イ 具体的業務（以下の業務を手順書に基づいて行なう。）

種別	作業項目	内 容
洗浄 滅菌	受 付	依頼滅菌・臨時使用分の返却は、定時回収時に定数分と分けて専用コンテナで返却する。その他の時間帯は、使用済器材を各部署から受付まで搬送したものの数量チェック。
	仕 分	手洗い、器械洗浄、清拭等の洗浄工種別に器材の分別を行う。
	洗 浄	洗浄剤により、汚れ及び表面付着菌の洗浄を行う。
	す す ぎ	洗浄後の洗剤のすすぎを行う。

	潤滑剤処理	洗浄、すすぎ済みの器材に潤滑及び防錆のための表面保護剤処理を行う。
	乾燥	器械乾燥、熱処理できない器材は、自然乾燥または手拭を行う。
	確認・調整	剪刀類の切れ味、鉗子類の合わせ等の確認し、調整を行う。
	組立て	セットメニューに基づき、セット組立てを行う。
	包装	セット組立ての済んだ器材をダブルチェック後、各部署毎に包装パックする。
	滅菌	対象器材をカートに載せて滅菌機に入れる。
器材供給	受領	器材庫から既滅菌物を受取る。
	確認	インジケーターにより滅菌済であることを確認する。 枯草菌感受性テストで判定を行う。
	払出・搬送	供給回収伝票に基づき払出準備を行う。病棟・外来は臨時の請求に応じて専用カートにセットし、搬送者に引き渡す。手術室へは、供給回収伝票により手術専用搬送機にて搬送する。
	保管管理	既滅菌器材庫に保管管理する。
その他	臨時搬送	臨時払出分を、バスボックスまたは小荷物専用昇降機にて搬送する。
	搬送	滅菌済みの器材は小荷物専用昇降機又は、搬送台車で搬送する。 (臨時依頼器材のみ)

## (4) 業務関連書類の作成及び保管

セットメニュー、チェックリスト、滅菌精度確認インジケーター類の記録、滅菌器械類の日常点検・一時修繕記録及び業務日報等、甲乙協議して定める書類を作成し、保管する。

## (5) その他業務

ア メッセージャー業務（手順書に基づいて行なう）

(ア) 検査科への検体運搬

(イ) 各種伝票類の搬送（整理含む）

イ 設備機器の保守点検業務

(ア) 圧力容器等の日常点検及び一次修繕業務を行う。

(イ) 上記業務は乙の技術者が行い、交換部品等については別途甲へ請求するものとする。

## 院外滅菌

## (1) 器材の集配

ア 各部署から滅菌依頼する専用コンテナ内に収納した使用済み器材と、併せて提出する依頼伝票と照合の上、乙の院外滅菌工場へ搬出する。

イ 滅菌済み器材の搬入は、各部署毎に仕分けした専用コンテナで行うこととし、納入伝票で確認後、受領者のサインを受けること。

- ウ 回収は毎日行うこと。(土日祝祭日は除く、ただし3連続以上の場合は別途協議する。)
- エ 依頼する滅菌器材は、原則翌日の納入とする。なお、エチレンオキシドガス滅菌を必要とする器材については、エアレーターにかけた後納品すること。
- オ 緊急の納入を要する時は、連絡を受けてから60分以内に依頼部署へ届けること。

(2) 器材の滅菌及び関連業務

- ア 各部署から回収または依頼する滅菌器材は一次処理を行ったものとする。
- イ 院外の滅菌業務は、院内滅菌と同様の手順で行うこと。
- ウ 滅菌済み器材は、必ずインジケーター及び枯草菌感受性テストでの最終確認を行い、適合した物だけを搬入し、不適合のものは再度処理を行うこと。

別添1

中央材料室使用機器等一覧

室名 (場所)	機器名	メーカー・規格	
洗浄作業室	全自動超音波洗浄装置 1台	シャープ W00141	
	超音波洗浄装置 1台	シャープ MU-5030S	
	クリッパ洗浄装置 1台	MO-7000型	
	卓上超音波洗浄装置	シャープ UT-205	
	ジェットウォッシャー (チューブ洗浄機) 1台	202N型	
	熱風乾燥機 1台	サクラ精機 SNK-1152E	
	チューブ乾燥機 1台	サクラ精機 TUK-51	
	〃 2台	オリンピックメディカル社 ステリルドライヤー44型	
	エアーコンプレッサー 1台	日立 0.7flp-7s	
	バックシーラー 2台	ホギ HS-450、750	
	バックシーラー 1台	エルクメディカルシーラー EMS-300H	
	高圧蒸気滅菌装置 4台	ウドノ SXIIU-1412-D-F	2台
		ウドノ SXU-1412-D-F	
		ウドノ SXU-6713-D	
	EOGガス滅菌装置 1台	ウドノ GXU-6713-D	
	低温プラズマ滅菌装置 1台	J&J:ステラッド100S	
	パスボックス 6台	美和 PB-1 5台、 PB-3-4 1台	
枯草菌感知機 3台	オートクレーブ, EOG, ステラッド用		

別紙2

## 2 物流管理業務明細書

### (1) 対象業務

物流管理業務は購買管理、在庫管理、消費管理を主な業務とする。

### (2) 対象物品

対象となる物品は診療材料、(検査用材料を除く)、滅菌物、帳票類、雑貨、印刷物とする。

### (3) 具体的業務内容

#### ア 購買管理

- (ア) 購買物品の検収補助
- (イ) 安全在庫のため発注点数の設定、見直しと発注情報作成
- (ウ) 在庫管理
- (エ) 院内各部署の物品使用実績に基づく定数の設定、見直し
- (オ) 定数補助対象物品の使用数チェック、定数払出表への記入及び部署別払出
- (カ) 請求補助対象物品の請求伝票回収、部署別払出
- (キ) 臨時請求物品の受付、払出
- (ク) 在庫管理対象物品の使用期限チェック
- (ケ) 物品供給室及び各部署における棚卸
- (コ) 毎月末の棚卸データの作成
- (サ) 毎月末の帳票類払出数、残数を甲の医事経営課担当職員へ報告

#### イ 消費管理

毎月末の診療材料に関わる払出情報と診療報酬請求情報との照合

#### ウ その他

診療材料検討会議の参考資料提出・説明

別紙3

### 3 ME機器管理業務等明細書

(1) 対象業務

中央材料室で管理する ME 機器 (付属品を含む) を常時適正稼働が可能となるよう  
日常の保守点検及び整備調整等一連の管理を全て対象とする。

(2) 対象機器

業務の対象となる機器は別添2「ME管理機器一覧」に記載のとおりとする。

(3) 保管場所

ア 治療・処置等医療機器は、MEセンターで保管・管理する。但し、除細動器 (AED  
も含む)、患者監視装置、ベッドサイドモニタ、自動血圧計、心電計は、決められた  
場所に設置する。また、外来・A9病棟は、輸液ポンプ、輸注ポンプを常設とする。

(4) 具体的業務内容

ア 各部署から返却された機器を、品目及び数量などを確認のうえ受領、毎回点検を  
行なう。

イ 本体及び付属品について可能なものは洗浄・消毒・滅菌のうえ、清拭後に充電す  
る。また、必要なものはセット組を行う。

ウ 品目ごとに清潔に保管する。また、依頼があれば直ちに使用できるように準備し  
ておく。

エ 各部署からの貸出依頼に応じ、数量等を確認のうえ貸出する。

オ 各部署に設置してあるものについては、3ヶ月毎の点検を行なう。ただし、AED  
については決められた点検項目と点検期日で実施する。

カ 機器に係る消耗品の補充点検等の在庫管理と日常・定期点検・修理状況の記録の  
管理を行う。

キ 取扱方法の手順書等の作成を行う。

ク 機器の日常保守点検及び一時修理を行う。ME管理機器以外の院内の医療機器に関  
して、修理等の依頼を受けた場合は可能な範囲で対応する。

ケ 機器の故障等を発見した場合には、速やかに関係部署に連絡する。この場合、M  
Eセンターでの対応が出来ない場合は、甲の職員にその旨を連絡してメーカーへ修  
理依頼を行う。

コ 購入時、使用状況、新しい機器の情報提供を行う。

別添2

ME 管理機器一覧

分類	機器等名称
治療・処置等医療機器	1. 人工呼吸器 2. 除細動器 (AED も含む) 3. 患者監視装置 4. ベッドサイドモニタ 5. 自動血圧計 6. 心電計 7. 輸液ポンプ 8. 輸注ポンプ 9. 経腸栄養ポンプ 10. ネブライザー 11. 低圧持続吸引器 12. 点滴スタンド 13. 持続皮下注ポンプ 13. 血栓予防器
洗浄・滅菌等医療機器	1. 全自動超音波洗浄装置 2. 超音波洗浄装置 3. 高圧蒸気滅菌装置 4. EO ガス滅菌装置 5. EO ガスエアレーション 6. 低温プラズマ滅菌装置 7. 乾燥機 8. パスボックス 9. 枯草菌感知機 10. バックシーラー 11. 吸引機架台 12. キャスターワゴン 13. 足台 14. スタンド 15. クリッパ洗浄装置 16. 卓上超音波洗浄装置 17. ジェットウォッシャー
その他	1. エアーマット

別紙4

## 4 手術室補助業務明細書

(1) 対象業務

手術室内における補助業務を行う。

(2) 対象エリア

手術室の清潔エリア及び不潔エリアでの補助業務。

(3) 具体的業務内容

ア 手術使用器械類

(ア) 手術室滅菌収納器械類の日切れ点検

単品パック・リネン・セットされているものの日切り点検を行なう。

(イ) 手術室滅菌器械類の定数チェック

年2回・麻酔科学会時に主に実施する。

(ウ) 借り物器械の受領・滅菌・返品（インプラント物は除く）

手術室で使用する全ての物品について補充・発注管理を行なう。

イ 手術部屋作り

(ア) 手術ベッド作成（申し込み体位別）

(イ) 電気毛布コンセント接続（電源を入れる）

(ウ) 吸引用水（気管・口腔用）の準備・配布

(エ) 清拭タオルの準備

(オ) 口腔計又は肛門計の準備、心電図シール・血圧計用リント布の準備、補強用テープ

(カ) 申し込み手術器械、ピックアップ、ME 器械の準備・セッティング

(キ) 麻酔器パイピング

(ク) 午後・翌日手術に向けての準備

使用機器の搬送、使用機器の不足分依頼および搬送、使用器材・診材（ピックアップリスト）の準備

**術式別、部屋作りは実施していく。詳細は〈部屋作りマニュアル〉を参照**

ウ 手術終了後の業務

(ア) 手術後の器械・リネン・滅菌パックの片付け

手術器械を洗浄カゴに収納片付け（3連板ごと不潔廊下に出す）。

手術使用器械の数量チェック、洗浄カゴ収納、洗浄へ出す。

手洗い洗浄が必要な器械の洗浄・乾燥・セット・滅菌。

薬液清掃のみでよい器械の処理。

- (イ) 床の清掃・部屋全体の清掃（17：30患者退室まで）・  
（感染症時も同様に行なう。）
- (ウ) 洗剤・消毒剤の補充・交換  
各手術室・中央手洗い場・洗面所・浴室・男女トイレ
- (エ) ゴミ処理  
（可燃・不燃ゴミ，ハザード）使用した各手術室、中央、器在庫、サプライ
- (オ) 一手術終了後手術台・マットレス・移動用ラクラックスの清掃  
カバーがあるものは汚染時洗濯を行なう。
- (カ) 滅菌水テスト（毎月1回・第一月曜日）・滅菌タオルフィルター交換（3000  
時間で）依頼
- (キ) BF 洗浄機を用いた内視鏡類の洗浄・収納
- (ク) 手術終了後の麻酔カートの点検・補充及び収納
- (ケ) 手術室各部屋への薬剤ボトルの定数点検及び補充。定数不足時、部屋担当者あ  
るいはリーダーへ報告する。
- (コ) 時間制限を設けている業務内容について
  - a 17：30までに乙が受けた術後清掃
    - (a) 片付け（部屋・器械）・掃除・パック片付け・部屋作り・麻酔カート補充まで  
行うが18時までに終了せず、残った部屋掃除は翌日12時までに行う。朝使  
用する場合は8時までに行う。（3部屋迄）
    - (b) 手術終了後の各部屋の薬品定数請求は看護師が行い、請求表にサインをする。
  - b 17：30以降に退室の場合で朝から使用する部屋
    - (a) 使用した手術器械・気管支ファイバー・麻酔カートは17：50までは乙に依  
頼できる。（乙業務終了時に気管支ファイバーの洗浄工程を確認し、残っている  
場合はアルコールフラッシュまでを看護師が行う。ただし翌日が休日の場合、収  
納までを行なう）
    - (b) 不潔廊下は17：50までは乙が片付ける。
    - (c) 翌日の部屋準備は看護師が行う。ただし部屋清掃は翌日朝8時までに3部屋ま  
で依頼できる
  - c 17：30以降に退室の場合で朝から使用しない部屋
    - (a) 使用した手術器械・気管支ファイバーは17：50までは乙に依頼できる。  
（乙業務終了時に気管支ファイバーの洗浄工程を確認し、残っている場合はア  
ルコールフラッシュまでを看護師が行う。ただし翌日が休日の場合、収納まで  
を行なう）
    - (b) 不潔廊下は17：50までは乙が片付ける。

- (c) 朝から使用しない部屋の掃除は3部屋迄乙に依頼できる。(12時までに行う)
- (d) 掃除・麻酔カートの補充は、適時行なう。

## エ その他の業務

- (ア) サプライ・未消毒にある乾燥機の清掃及び消耗品(ビーズ)の交換
- (イ) 手洗いコーナーの洗浄及び補充  
手洗いコーナーの床敷き(マット交換)(毎月曜日)
- (ウ) 手洗いコーナー準備(毎朝10分間流水させる)
- (エ) 手術室設置の温冷蔵庫内の清掃
- (オ) 薬品カートの小荷物専用昇降機からの受け取り、製剤の請求・確認・収納、薬品棚の点検及び補充
- (カ) 翌日使用分の滅菌物の準備、ピッキング、滅菌パック集め
- (キ) フロートロンの準備(翌日使用分)(クランクが記入した伝票を受け取りMEへ取りにいき、患者毎に準備する。)
- (ク) 手術使用器械の定位置への収納
- (ケ) 手術室職員使用のスリッパ洗浄・乾燥・棚への収納(週1回)
- (コ) 滅菌ガウン介助・滅菌手袋渡し、滅菌ガウン・滅菌手袋の補充
- (サ) ガウン(白衣)交換(手術室入退室口・職員出入り口)
- (シ) 各科カゴ・チェンジカゴ・リカバリ用麻酔カート引き出しの定数補充・収納
- (ス) 検査科への搬送・・・17時50分まで受付け(17時以降は手術室内で業務を行なっている乙に直接依頼)  
検体・伝票、輸血依頼・交差の伝票、軟線撮影依頼
- (セ) サプライ物流棚卸(6月・12月)  
定数見直し・変更受付け・・・7月・1月
- (ソ) 手術機器に装着したままの鍵の数の確認(ポータブルレントゲン、イメージ、レーザー(ヘラクレス・半導体))
- (タ) 朝夕の温蔵庫・保冷庫・血液専用冷蔵庫の温度チェックおよび記録紙の確認・記録用紙の交換

## 参考資料

平成19年1月～12月の手術件数

2,708件

別紙5

## 5 手術室等環境整備業務明細書

### (1) 業務時間

業務時間は原則 7:30 から 18:00 とする。なお手術後清掃の依頼受付時間は 7:30 から 17:30 とする。

### (2) 業務内容

#### ア 手術前環境整備

(ア) 無影灯アーム部平行面の除塵清掃

#### イ 手術後環境整備

(ア) 無影灯の清掃

一手術終了毎に病院指定の薬液で環境拭きする。

(イ) 手術台、マットレスパット、ラクラックス

一手術終了毎に病院指定の薬液で環境拭き。マジックベッドカバーは消毒薬・血液汚染時洗濯・乾燥させる。

(ウ) 体位固定器材の取り外し、清拭・洗浄

病院指定の薬液で環境拭きする。

(エ) コード類の清拭清掃及び所定の位置への設置

- ・心電図コードの洗浄
- ・血圧計コード、パルスオキメーター、Co2モニターコードのアクセル拭き
- ・パイピングの取り外し（病院指定の薬液で環境拭き、手術終了後麻酔器にまとめておく。）
- ・口腔計、肛門計は病院指定の薬液で環境拭き、太い肛門計は洗浄する。
- ・吸引器（麻酔器に設置されているものも含む）固形剤で固めた後廃棄、すぐに使用できるよう新しいものを設置する。
- ・電気メス、他 ME 機器類（延長コードも含めコード類の病院指定の薬液で環境拭きまとめて器材庫へ収納する。）
- ・麻酔器・電気メス・他使用していた ME 機器類の操作面は病院指定の薬液で環境拭き。頻回接触面の清拭（足台各種、移動板架台、連番架台、麻酔カート上面、記録台、カウントワゴン台、血液付着時壁面など）

(オ) 床の除塵・清拭

連続し手術使用であれば、糸・ゴミを取り、血液を中心に落とす。

- (カ) ゴミの回収・使用済みリネン類の片付け・廃棄物の片付け  
可燃・不燃ゴミ、ハザードボックス（シール毎の分別）、リネン処理（術衣、オ  
イフ類の分別）、吸引内容物の処理危険物入りのハザードボックスは看護師が蓋を  
閉めた後確認し出す。
- (キ) 手術使用済み器械の洗浄カゴへの収納，及び洗浄。（メニュー表との器械数の確  
認。）
- (ク) 輸液類の定数補充（手術終了後各部屋に定数（請求）通り薬剤ボトル・デグー  
ゼガーゼ・麻酔科使用物品を補充、定数不足がある際担当看護師、又はリーダー  
に一声かけ補充する。）
- (ケ) 麻酔器・ソーダライムの規定時間越えた際破棄、新たなものを補充する。  
麻酔器・・・蛇管、バック、人工鼻、マスクなどの廃棄

#### ウ 巡回点検

- (ア) 手洗い場の巡回清掃・点検（1日1回 夕）  
手洗い場全体の清拭点検  
手洗いブラシ・薬液の残量確認及び交換  
滅菌タオルの交換・補充  
滅菌タオルディスペンサーの点検・交換、滅菌時間の超過有無の確認と報告  
手洗いコーナー床敷きの交換（週1回）、その際（マット除去時）の床清掃  
術衣着用位置の床敷きの交換（毎朝）  
ゴミの収集（手洗い場，使用済み滅菌タオル入れ，器材庫など）
- (イ) 手術部内の巡回清掃・点検（1日2回 朝・夕）  
床の除塵清掃

#### エ そのほかの業務

- (ア) 物品補充  
手術部内で使用する全ての物品について、保管場所に補充を行なう。
- (イ) スリッパ回収・洗浄・補充  
手術室内に出入りするスタッフ使用したスリッパについて洗浄・乾燥し個人用につ  
いては各番号の下駄箱に収納する。
- (ウ) リネン類の回収・収納・管理  
使用用途別に行なう。

#### オ 日常業務

- (ア) 清潔エリア（2回／日・手術室内を除く清潔区域）：中央器材庫、クリーンサプライ、  
サプライ、サプライ側洗浄廊下（不潔廊下）、麻酔科医局、カンファレンスルーム、更

衣室、更衣室廊下とする。

a 床の除塵・清拭

(a)モップは手術室毎に交換する。

(b)頻回接触面の清拭（手動扉など）。

(c)手洗い周りの清拭。

(d)清拭は薬液拭き・乾拭きを行なう。

(イ)その他のエリア（1回/日）：エレベーターホール、麻酔科外来、面談室、委託職員休憩室、外廊下、ME室、倉庫とする。

a 床の除塵・清拭

b トイレ・浴室清掃

(a)便器本体は洗浄の後消毒清拭する。又手すり、排水レバーなど付属物も本体と同じく清掃する。個室は毎日1度壁を消毒清掃する。

(b)洗面台は毎日鏡も含めて洗剤で洗浄後、乾拭きも行なう。

(c)床排水口のゴミは毎日取り除く。

(d)トイレ紙と手指用洗剤の補充は朝の清拭後と業務終了前の2回行なう。

(e)清掃器具は便器用と便器以外清拭用を峻別する。

c 頻回接触面の清拭（受付けカウンターなど）。

d 手洗い周りの清拭。

(a)清拭は薬液拭き・乾拭きを行なう。

(ウ) 廃棄物の処理

a 感染性廃棄物は運搬の際に容器の蓋が密閉していることを確認してから搬出すること。又搬出の際には当該場所に新たに容器の設置を行なう。

b 廃棄物は朝1回収し、感染性廃棄物は汚染廊下へその他の廃棄物についてはエレベーター前に収集すること。なお翌日が土曜日、祝日の場合はその他に廃棄物は不潔廊下へ収集し、翌営業日にエレベーター前に搬出を行なうこと。

c 各集積場所は常に衛生的にしておくこと。

d ゴミ箱のゴミ袋は作業員が交換する。

e ゴミ運搬は原則土曜日、日曜日、祝日を除いて実施すること。

カ 定期（滅菌）清掃（2回/年）

(ア) ワックスがけ、ワックス剥離（2回/年）

(イ) 高所及び壁面の除塵・清拭（薬液拭き・乾拭きを行なう）

(ウ) ガラス面の除塵・清拭（薬液拭き・乾拭きを行なう）

(エ) 吸い込み口の集塵清掃

(オ) 収納棚の集塵

(3) 経費分担

ア 次の物品は甲の負担とする。

トイレトペーパー・水石鹼・消毒薬・マイペット・ガムテープ（紙と布）・ごみ  
箱用ビニール袋（90リットル・70リットル・45リットル・20リットル・ヤザキ3号）・洗濯洗剤

イ ア以外の物品は乙の負担とする。